

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度特別職上京時用ハイヤー使用にかかる業務委託（単価契約）

### 2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 業務内容

特別職の上京時、円滑な公務遂行のための移動手段として、事前に本市が指定した時間及び場所に配車し、行程表に沿って安全に車両を運行する。

### 4 車両

受注者は、少なくとも、大型車を4台かつ特定大型車を2台は所有し、運行にあたってはいずれかの車両を使用することとする。

※大型車：道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

※特定大型車：道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち、乗車定員7名以上のもの。

### 5 運転手

- ・運転手は、運転技術に習熟した者の中から、自動車運転歴が10年以上、かつ優良運転免許証を所有している者又は過去3年間無事故である者で、官公庁幹部・民間企業役員車・ハイヤー等の運行管理業務又は旅客輸送経験を3年以上有し、心身ともに健康で、東京都内とその周辺の地理を熟知している者とする。
- ・運転手は、運転マナー及び安全運転教育など研修を受けた者とする。
- ・運転手は、勤務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。離職後も同様とする。

### 6 受注者の義務等

- (1) 受注者は、道路運送法の規定に基づき関東運輸局長の許可を受け、認可車両を使用しなければならない。
- (2) 車両又は運転手に事故等のあるときは、受注者の責任において代替車両又は代替運転手を用意しなければならない。
- (3) 点呼時のアルコールチェックをはじめとした交通事故防止対策が整備されていること。

### 7 業務委託料等

- (1) 時間又は走行距離は、使用する車両が車庫又は営業所又は駐車場（以下「車庫等」という。）を発車した時から、車庫等に帰着するまでの時間又は走行距離とする。但し、受注者の都合（車

両の故障等)により、車庫等を発車し指定した場所への到着が早まった場合、又は、車庫等への帰着が遅れた場合には、通常到着できる時間又は走行距離とする。

- (2) 受注者は、発注者の要求または了承を得て有料道路、有料駐車場等を利用した場合は、利用明細を添付の上、当該月分の業務委託料相当額に加算して請求するものとする。なお、有料道路においてETCシステムを利用した場合は、そのことにより適用される割引を受けた料金とする。
- (3) 受注者は、発注者に対して毎月10日まで(10日が「大阪市の休日を定める条例」で定める市の休日にあたる場合は、市の休日の翌日)に前月分の運行実績(利用日、時間、運行ルート等が分かる利用明細)を提出することとする。
- (4) 認可料金の変更により本契約単価が認可料金の下限を下回ることとなったときは、発注者・受注者協議のうえ、契約単価を変更するものとする。

## 8 その他

- (1) 直近5年度の使用実績及び令和8年度予定数量は、別添のとおりとする。
- (2) 公務等の都合により、利用予定日の前日までに車両の予約がキャンセルとなった場合には、無償で対応するものとする。
- (3) 受注者は、原則として運行日の前日正午までに車両の登録番号、車種、運転手氏名及び携帯電話番号を大阪市東京事務所に連絡するものとする。
- (4) ハイヤーは、原則として特別職が移動する場合に随行者を含め使用するものとし、行程上やむを得ない場合等を除き、職員のみによる乗車はしないものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

## 再委託に関する特記事項

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 本仕様書の「3 業務内容」に記載する業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 直近5年度の使用実績及び令和8年度予定数量等

## 令和3年度使用実績

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	8回	1回

1回あたりの平均乗車時間：7時間程度

## 令和4年度使用実績

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	14回	0回

1回あたりの平均乗車時間：8時間程度

## 令和5年度使用実績

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	14回	0回

1回あたりの平均乗車時間：8時間程度

## 令和6年度使用実績

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	11回	0回

1回あたりの平均乗車時間：7時間程度

## 令和7年度使用実績（10月末時点）

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	21回	0回

1回あたりの平均乗車時間：6時間程度

## 令和8年度使用予定数量

	大型車使用回数	特定大型車使用回数
時間制運賃	33回	1回

1回あたりの平均乗車時間：7時間程度（予定）